

2024年8月23日

被保険者 各位

健保通達 06-08-47
文化シャッター健康保険組合
理事長 市川 治彦

被扶養者確認調査について ～Webによる資格調査(検認)実施のご連絡～

平素より健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

本年も健康保険法施行規則第 50 条に毎年実施することが定められております被扶養者の資格調査(検認)を行います。

この調査は、現在 被扶養者となっている方が、引き続き被扶養者として基準を満たしているか認定基準に照らし合わせて再確認させていただくものです。健康保険法を順守するために行う重要な調査であり、被扶養者数は健康保険組合の財政に大きく影響します。 必ず期限までに必要書類をご提出下さいますよう、ご協力をお願い致します。

尚、昨年まで必要書類を事業所様で取り纏めてご提出いただいておりますが、個人情報保護・業務効率化の観点から、被保険者ご自身が「KOSMO Web」にログインして、必要書類を確認し、書類をアップロードするWebによる資格調査(検認)に変更致します。

下記実施要領をご確認の上、9月2日以降、「KOSMO Web」より提出書類を確認し、9月30日までに書類のアップロードをお願い致します。

「KOSMO Web」のユーザー登録がお済でない方は、速やかにご登録をお願い致します。

「KOSMO Web」とは

当健康保険組合の基幹システムを運営する「(株)大和総研」のWebプラットフォームです。
当組合では、昨年より被保険者の皆様に、毎月の医療費を確認できる「医療費通知」を KOSMO Web 上で閲覧するサービスを開始しております。(健保通達 05-12-45 参照)

《 実施要領 》

1. 対象者; 「令和6(2024)年4月1日現在 19歳以上の被扶養者」

※令和6年4月1日以降被扶養者となった方は含まれません。

※19歳未満の被扶養者の方につきましては検認を省略致しますが、現在基準額を超える収入がある場合扶養から外す手続きをお願い致します。

～扶養から外れる場合の“事由発生日”について～

- ・就職(就職した日)・離婚(離婚日)・死亡(死亡日の翌日)・収入増加(基準額を超えた日)
- ・失業給付受給(受給開始日)

2. 調査開始; 令和6(2024)年9月2日(月)より KOSMO Web サイトオープン

「<https://kosmoweb.jp>」よりログインして調査を開始して下さい。

3. 提出期限; 令和6(2024)年9月30日

4. 提出方法; 検認対象の被保険者ご自身で「KOSMO Web」へログインの上、提出書類を確認し、

提出書類をアップロードして下さい。※別紙「Webによる資格調査 操作マニュアル」参照

※アップロード方法についてご不明な点は「[MY HEALTH WEB ヘルプデスク\(0120-875-176\)](#)」までお問合せ下さい。

5. **事前準備：「KOSMO Web」へのログイン 及び ユーザー登録が必要です。**

※ログインに必要な「仮ID」と「仮パスワード」は、昨年(R5(2023)年12月に圧着ハガキにて送付致しました「医療費通知」閲覧のためのID、パスワードをご使用下さい。

下記サイトよりご登録をお願い致します。

「<https://kosmoweb.jp>」

※既にご登録済みの方は再度登録する必要はありません。

6. **仮ID・仮パスワードを紛失された方へ**

“Eメール”での再発行依頼を受け付けております。

※送付されたメールアドレスに返信するため、ご本人(※代理不可)のメールアドレスからの再発行依頼に限ります。(お電話にて本人確認させていただく場合があります。)

必ず再発行を依頼するご本人が直接メールをご送付下さい。

【再発行依頼メール内容】

■タイトル；再発行依頼

■メール本文；①「氏名」 ②「記号・番号」（保険証に記載のもの） を記載して下さい。

■宛先；文化シャッター健康保険組合 「再発行 依頼BOX」

または saihakou@mail.bunka-s.co.jp

※通常「再発行申請書」のご提出が必要になりますが、検認期間のみ申請書不要で再発行し、メールにて返信致します。

7. **注意事項**

期限までに未提出の場合は、提出期限の翌月1日付で被扶養者の資格を喪失することになります。

8. **お知らせ**

来年度(令和7年度)より、「夫婦共同扶養の状況確認調査」を併せて行います。

夫婦双方に収入があり、夫婦が共同で子供を扶養している場合は「夫婦共同扶養」ということになります。

“配偶者が被扶養者でない場合”は、主たる生計維持者を確認するため、「配偶者の収入を証明する書類」をご提出いただき、お子様がどちらの扶養になるか判断致します。

ご承知おきくださいますようお願い致します。

9. **資格確認作業について**

委託先である「株式会社 大和総研」及び「株式会社 法研」が資格確認作業を行います。

※個人情報の取り扱いにつきましては、文化シャッター健康保険組合HP「個人情報保護方針」をご確認下さい。

10. **問い合わせ先**

文化シャッター健康保険組合 吉田・渡辺 までお願い致します。

(TEL) 03-5842-3060

(Email) tc_yoshida@mail.bunka-s.co.jp

以上